第3期城陽市 子ども・子育て支援事業計画

概要版

令和7年(2025年) 3月

城陽市

はじめに

現在、我が国では出生率の低下による少子化や人口減少をはじめ、核家族化や地域のつながりが希薄になり子育ての孤立化が進むなど、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は、深刻化しています。

この状況を打開するため、国は令和５年に「こども基本法」の施行や、「こども家庭庁」の設置、令和６年には「こどもまんなか実行計画」の策定を行うなど、少子化対策に加え、子どもや若者の権利の保障に関する取組や子どもの貧困対策をはじめとする困難な状況にある子どもや若者・家族への支援などの幅広いこども政策を進めています。

本市もこうした国の動向に合わせて、「城陽市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保育の量的拡大と確保や、質の高い教育・保育の提供、各種保育サービスの充実など、計画的に子育て支援施策を推進してきました。

今般、「第２期城陽市子ども・子育て支援事業計画」の現計画期間が満了となりますことから、これまで取り組んできた子育て支援施策を引き続き推進するとともに、さらなる社会情勢の変化に対応するための「第３期城陽市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画では、「子どもと大人が感動とよろこびを共有できるまちづくり」を基本理念とし、妊娠期から切れ目のない支援を実施するとともに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他法令に基づく業務の円滑な実施を図ることにより、子育てをされている家庭の方だけでなく、市民の皆様、企業等関係団体、行政が協働し、全ての子どもの健やかな成長を実現することを目標としています。

市民の皆様には、本計画の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にご尽力をいただきました城陽市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、ニーズ調査等にご協力いただきました市民の皆様や関係団体の皆様に厚く御礼申し上げます。

令和７年（2025年）３月

城陽市長 奥田敏晴

1 計画策定の背景と目的

子ども・子育て支援をめぐるこれまでの流れ

平成 24 年 8 月	**「子ども・子育て関連３法」成立**
平成 27 年度～	**「子ども・子育て支援新制度」開始** 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保及び地域における子ども・子育て支援の充実。
令和５年４月 同	**子ども家庭庁 発足** **こども基本法 施行** 日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、子ども政策を総合的に推進。

子ども・子育て支援をめぐる今後の状況・課題

- **少子高齢化の進行、児童虐待の増加、子どもの貧困、子どものいじめや自殺の増加**
- **子育て世代の女性の就労や男女共同参画の進展、子育てや暮らしのあり方の多様化**
- **男女が共に子育ての両立を実現し子育てを担うことができる環境づくり**

本市においては、こうした課題に対応するため、子ども・子育て支援新制度のもと、令和２年３月に「第２期城陽市子ども・子育て支援事業計画」（令和２年度～令和６年度）を策定し、学校教育・保育の提供体制の確保や妊産婦保健の充実など、各種の子ども・子育て支援を進めてきました。

今般、前期計画の計画期間の満了を迎え、引き続き子どもや家庭を取り巻く課題への対応と各種サービスの充実を図るため、「第３期城陽市子ども・子育て支援事業計画」（令和７年度～令和11年度）を策定しました。今後も、各種計画と連携しながら子ども・子育て支援を計画的に推進し、「子どもの最善の利益」を実現し、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる魅力あるまちづくりをめざします。

2 計画の位置づけ

- 本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第１項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置付けるとともに、「次世代育成支援対策推進法」第８条第1項に基づく「市町村行動計画」、また、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」の第10条第２項の「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を包含するものです。

- 本計画は、「城陽市総合計画」を上位計画としています。また、本市の福祉施策の方向性を定めた「城陽市地域福祉計画」を踏まえ、各種関連計画との整合性を図ります。

3 計画の期間

本計画は、令和７年度～令和11年度の５年間を計画期間としています。なお、計画の進捗状況を管理し、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 城陽市の子ども・子育てをめぐる動向

図表 出生数および出生率の推移

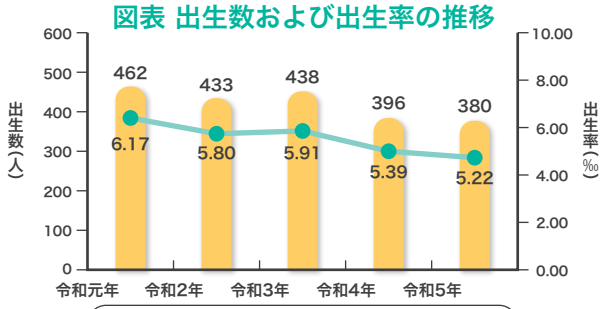

※出生率は人口千人あたりの出生数を示しています
（出生率＝(出生数÷総人口)×1,000）
※総人口は各年10月１日現在

資料：市民課(出生数)

本市の出生数は減少傾向であり、令和３年に一旦増加しましたが、令和４年には再び減少し、396人となっています。出生率は令和２年に６‰を下回り、令和３年に5.91‰に上昇したものの、令和４年以降は減少しています。

本市の18歳未満の児童がいる世帯数は減少傾向となっているものの、18歳未満の子どものいる共働き世帯の割合は年々増加しており、令和２年には54.2%となっています。

図表 18歳未満の児童がいる世帯の推移

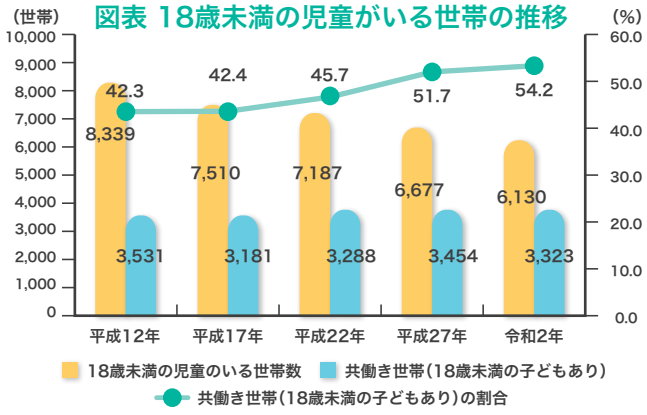

※各年10月1日現在　資料:国勢調査

図表 女性の年齢別労働力率
（城陽市における経年比較）

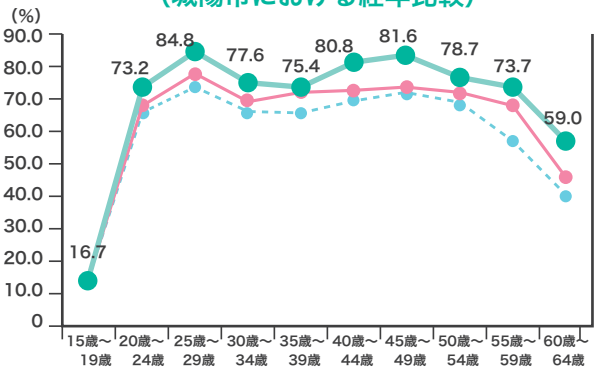

※各年10月1日現在　資料:国勢調査

本市の女性の年齢別労働力率を経年比較でみると、労働力率は年々増加しています。また、平成22年と令和２年を比べると、30代の労働力率が増加しているため、就労型はM字型から台形に近づいています。

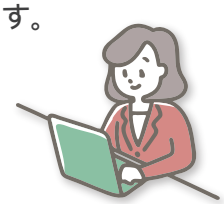

5 「量の見込み」と「確保方策」について

(1)教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、地域の状況に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を教育・保育提供区域として定めます。

本市では現在、校区や生活圏を越えて全市的に教育・保育施設や子育て支援サービスが利用されていることや地理的条件等も踏まえ、市全体を１つの教育・保育提供区域として設定します。

(2)量の見込みと確保方策

「市町村子ども・子育て支援事業計画」では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（潜在的なニーズを含む）を把握し、それに対応する確保方策を定めることとされています。本計画の計画期間の量の見込みと確保方策は以下のとおりとなっています。

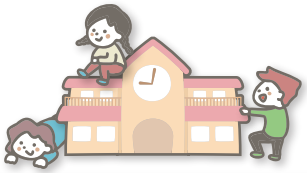

① 学校教育・保育事業

幼児期の学校教育・保育の量の見込み

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計児童数		0歳	414	412	410	411	416
		1歳	397	439	438	435	436
		2歳	401	404	447	446	441
		3～5歳	1,448	1,366	1,330	1,299	1,347
1号認定	幼稚園及び認定こども園	3～5歳	388	366	356	348	361
2号認定	幼稚園	3～5歳	69	65	63	62	64
	保育所及び認定こども園	3～5歳	919	867	844	824	855
3号認定	保育所、認定こども園、特定地域型保育事業	0歳	88	88	87	88	89
		1歳	263	290	290	288	288
		2歳	275	277	306	306	302

（単位：人）

1号認定 ･･･満３歳から小学校就学前までの学校教育のみの子ども
（例）幼稚園、認定こども園等

2号認定 ･･･満３歳から小学校就学前までの保育の必要性の認定を受けた子ども
（例）幼稚園、保育所、認定こども園等

3号認定 ･･･満３歳未満の保育の必要性の認定を受けた子ども
（例）保育所、認定こども園、特定地域型保育事業等

幼稚園、認定こども園の量の見込みと確保方策

	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	1号	2号 学校教育の利用希望	1号	2号 学校教育の利用希望	1号	2号 学校教育の利用希望	1号	2号 学校教育の利用希望	1号	2号 学校教育の利用希望
量の見込み	388	69	366	65	356	63	348	62	361	64
確保方策	1,705		1,705		1,705		1,705		1,705	

※「私立幼稚園」は、子ども・子育て支援新制度における施設型給付を受けず従来の私学助成を受ける幼稚園のことです　（単位：人）

保育所、認定こども園、特定地域型保育事業等の量の見込みと確保方策

ア ２号認定※の子どもの保育所、認定こども園、特定地域型保育事業等の量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		919	867	844	824	855
確保方策	特定教育・保育施設（保育所、認定こども園）	945	945	945	945	945
	認可外保育施設（企業主導型保育事業等）	3	3	3	3	3

※２号認定のうち、学校教育の利用希望以外　（単位：人）

イ ３号認定の子どもの保育所、認定こども園、特定地域型保育事業等の量の見込みと確保方策

		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
量の見込み		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
		88	263	275	88	290	277	87	290	306	88	288	306	89	288	302
確保方策	特定教育・保育施設（保育所、認定こども園）	124	461		124	461		124	461		124	461		124	461	
	特定地域型保育事業（小規模保育事業等）	10	33		10	33		10	33		10	33		10	33	
	認可外保育施設（企業主導型保育事業等）	4	13		4	13		4	13		4	13		4	13	
	市独自事業（昼間里親保育事業）	0	3		0	3		0	3		0	3		0	3	

（単位：人）

② 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者支援事業	基本型・特定型	か所	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	か所	1	1	1	1	1
妊婦等包括相談支援事業		人	1, 588	1, 580	1, 573	1, 577	1, 595
時間外保育事業（延長保育事業）		人	882	869	872	860	876
放課後児童健全育成事業（学童保育）	1年生	人	246	252	230	249	211
	2年生	人	249	224	231	211	227
	3年生	人	192	195	174	179	164
	4年生	人	145	137	139	125	129
	5年生	人	69	70	66	67	60
	6年生	人	25	25	25	24	24
	合計	人	926	903	865	855	815
子育て短期支援事業（ショートステイ）		人日	7	7	7	7	7
乳児家庭全戸訪問事業		人	401	399	397	398	403
養育支援訪問事業		人	55	55	55	55	55
子育て世帯訪問支援事業		人	3	3	3	3	3
地域子育て支援拠点事業		人月	779	779	779	779	779
一時預かり事業	幼稚園	人日	25, 335	23, 901	23, 271	22, 728	23, 568
	保育所	人日	1, 248	1, 267	1, 288	1, 281	1, 292
病児保育事業	病児・病後児対応型	人日	398	387	386	380	388
	体調不良児対応型	人日	1, 519	1, 519	1, 519	1, 519	1, 519
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	就学前児童	人日	984	984	984	984	984
	小学生	人日	703	703	703	703	703
妊婦に対する健康診査		人	660	656	653	655	663
産後ケア事業		人	134	134	133	133	135

6 計画の基本理念

本計画は、「城陽市子ども・子育て支援事業計画」の第３期計画であり、第２期計画の取組をさらに発展させる後継計画の性格を有していることから、これまでの考え方を踏襲することとし、本市における子ども・子育て支援の基本理念を次のとおり設定します。

子どもと大人が感動とよろこびを共有できるまちづくり

SDGsとの関係

ＳＤＧｓとは、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」です。本市では、「第４次城陽市総合計画　後期基本計画」において、ＳＤＧｓの視点を取り入れた施策展開を図っています。本計画でも、関連する下記の目標について、子ども・子育て支援を推進する視点として取り入れ、取組を進めます。

7 現状と課題

(1)学校教育・保育の提供について

本市では、女性の就業率の高まりとともに、２歳未満児の保育ニーズの増加により、平成31年４月時点において保育所で待機児童が発生しました。この状況を受け、令和２年度と令和４年度に小規模保育事業所を各１園整備するなどの対策を行い、令和３年度以降、待機児童は発生しておらず、今後も「量の見込み」は供給量を下回ると見込まれます。しかし、引き続き、雇用・労働における社会環境の変化に対応していくことが必要です。

「第３期城陽市子ども・子育て支援事業計画策定に関するアンケート調査」

教育・保育施設を利用する理由の設問に対して、多くの保護者が「子どもの教育や発達を第一に考えている」と回答

⇒質の高い教育・保育や、女性の社会進出や働き方の多様化を背景とした様々な保育ニーズへの対応が必要とされているほか、親子で遊べる場所が求められています。

(2)地域子ども・子育て支援事業について

ほとんどの事業において、今後の「量の見込み」は供給量を下回ると見込まれますが、子どもの権利を社会全体で理解し、健やかな成長を支える環境づくりとして、児童虐待やヤングケアラー、子どもの貧困などへの対策が必要です。児童虐待は、障がいや貧困等の家族を取り巻く環境に起因して引き起こされることが多いこともあり、ひとり親家庭や生活困窮家庭、発達に課題のある子どもなど、様々な環境の人々を認め合い、人権を尊重する意識を醸成することが重要です。

「第３期城陽市子ども・子育て支援事業計画策定に関するアンケート調査」

経済的負担の軽減や、仕事と子育ての両立について、多様で柔軟な働き方が選択できる環境の整備が進んでいるものの一層の取組の推進が求められています。

(3)その他

核家族化等による地域の子育て機能の低下などから、子育てにおける不安や孤立感が高まっているため、相談体制を充実するとともに、地域団体や地域住民との交流促進が必要です。

また、子どもにとって地域交流は、様々な人と出会い、多様な体験を通じて社会性やコミュニケーション能力等を習得できるため、子どもを社会で育てる意識の定着を図ることが重要です。

8 今後の子ども・子育て支援における基本方針

基本方針 ①

子どもが健やかに成長・発達するための支援と心豊かに育つ環境づくり

子どもの健やかな育ちを支えることは、将来の担い手を育成するための未来への重要な投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つであると認識し、子どもが次代の担い手として、心身ともに健やかに成長できるよう家庭づくりを進めるとともに、就学前の教育・保育、学校教育の充実に取り組みます。また、子どもが心豊かに育つように、教育・保育環境や交通環境の充実、親子で遊べる場の確保に取り組みます。

基本方針 ②

子どもの人権の尊重と配慮を必要とする家庭等への支援

「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもが健やかに安心して成長できる環境づくりに努めます。子育て世帯における障がい、疾病、虐待、貧困などの社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての人が持てる力を発揮し、地域社会の一員として自立した生活ができるよう、子どもの育ちの連続性を大切にしながら、家庭、地域、保育・教育施設などの関係機関と連携し、連続性・一貫性を持って支援を継続します。また、様々な機会において、「子どもの最善の利益」を考えて意思決定がなされるよう、子どもの権利擁護を推進し、健やかな育ちを等しく保障する社会をめざすため、子どもの意見を適切に聴取する機会を確保します。

基本方針 ③

出産・共働き・共育てのさらなる推進

安心して妊娠、出産、子育てができるように切れ目ない支援を行います。また、すべての子育て家庭で親子がともに笑顔で暮らし、男女がゆとりある生活を送るとともに家庭生活や地域生活との調和を図れるように、共働き・共育て社会の実現に向けた支援を行います。

基本方針 ④

子育ての孤立化の防止

子育ての孤立化を防ぎ、負担感や不安感の軽減を図るため、地域の身近な場所で子育て中の親子が気軽に集い、相互に交流し、相談できる場が求められています。子育ての当事者が孤立することなく、子どもの成長の喜びや生きがいを感じながら子育て時期を過ごせるよう、適切な支援の場を提供するとともに相談体制の充実を図ります。

また、子育て世帯が様々な人と出会い、豊かな情操を育めるよう、地域団体や地域住民等と連携し、子どもと子育て家庭を見守り、支援する地域づくりを進めます。

9 子ども・子育て支援関連施策の展開

基本理念

子どもと大人が感動とよろこびを共有できるまちづくり

基本方針①

子どもが健やかに成長・発達するための支援と心豊かに育つ環境づくり

- ①就学前教育・保育サービスの充実
- ②放課後児童サービスの充実
- ③教育・保育施設等の維持管理・整備
- ④家庭の子育て・教育力の強化
- ⑤地域の教育力の向上
- ⑥食育の推進
- ⑦医療機関等との連携
- ⑧交通環境の改善と交通安全対策
- ⑨親子で遊べる場の確保
- ⑩子育てに関する情報提供の充実

基本方針②

子どもの人権の尊重と配慮を必要とする家庭等への支援

- ①ひとり親家庭・生活困窮家庭への支援
- ②障がい児のいる家庭への支援
- ③障がい児への支援
- ④ＤＶ・児童虐待・ヤングケアラー対策
- ⑤子どもの貧困対策
- ⑥子どもの人権に関する普及啓発
- ⑦外国籍の子どもへの支援
- ⑧子どもの権利擁護
- ⑨こども家庭センターの充実
- ⑩相談・支援
- ⑪青少年の健全育成

基本方針③

出産・共働き・共育てのさらなる推進

- ①子育て世帯の経済的負担の軽減
- ②子育て世帯への住宅支援
- ③出産等の経済的負担の軽減
- ④不妊治療助成
- ⑤妊産婦支援の充実
- ⑥母子保健・学校保健の充実
- ⑦からだと性、家庭生活に関する知識習得機会の充実
- ⑧固定的な性別役割分担意識の解消
- ⑨ワーク・ライフ・バランスの普及啓発
- ⑩子育て家庭への就労支援
- ⑪ゆとりある就労環境整備に向けた啓発
- ⑫ファミリー・サポート・センターの充実

基本方針④

子育ての孤立化の防止

- ①地域子育て相談機関の充実
- ②子育てサークル等の育成・支援
- ③家庭・学校・地域の連携強化
- ④地域活動の促進と充実

10 計画の推進に向けて

(1)推進体制の強化

子ども・子育て支援は、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、父母その他の保護者が子育てについて責任を有していることを前提としつつ、すべての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが重要です。

(2)市民や地域との協働による推進

市民

地域及び社会全体が子どもの活動支援や見守りに参加します。

市

子ども・子育て支援の質を確保しながら、地域の実情に応じた取組を関係者と連携しつつ実現します。

事業者

子育て中の労働者が男女問わず子育てに向き合えるよう雇用環境を整備します。

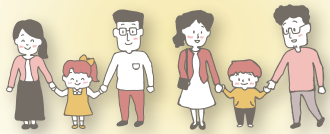

子育てをされている家庭

家庭の中のみならず、男女ともに地域に参画し、地域コミュニティの中で子どもを育みます。

(3)計画の進行管理

- 城陽市子ども・子育て会議において各年度の進捗状況を報告します。会議では国及び府による子育て支援の動向や社会情勢を踏まえながら、市民の視点に立った点検及び評価を行うとともに、施策の実現に向けた審議を行います。
- 市民ニーズへの的確な対応、社会情勢や国の動向の変化に的確かつ柔軟に対応するためにも、この計画の進行管理は「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とします。

第３期城陽市子ども・子育て支援事業計画

令和７年(2025年)３月発行

発　行　城陽市　福祉保健部

〒610-0195　京都府城陽市寺田東ノ口16番地、17番地

0774-56-4036(直通)

FAX 0774-56-3999

kosodate@city.joyo.lg.jp